

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長			
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【個人住民税】 福島県内の避難解除区域等内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分について、個人住民税を軽減する（本則 5.0%→特例 4.0%）。</p> <p>【法人住民税】 福島県内の避難解除区域等内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか追加課税される特別税率の適用を除外する。</p> <p>※下記の国税要望に係る個人住民税、法人住民税への連動</p> <p>【国税要望（所得税・法人税）】 所得税：2,000 万円以下の部分について税率を軽減（本則 15%、特例 10%） 法人税：5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 上記の課税の特例の適用期限を3年間（令和4年12月31日まで）延長する。</p>			
関係条文	<p>地方税法附則第34条の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第2項、第18条の10第2項、第26条の10第2項 租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68</p>			
減収見込額	<p>[初年度] — (▲0. 1) [平年度] — (▲0. 2)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域（以下「避難指示解除区域」という。）や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還等を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興及び再生については、福島県の置かれた特殊な諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきであるとの考えの下、福島復興再生特別措置法に基づき、法や税の特例措置、予算措置等の各種施策を講じている。そのなかで、平成29年4月に、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除されたことを契機として、これまで避難していた住民の帰還に向けた、商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等の生活環境の整備に係る施策に重点が置かれることとなったところ。</p> <p>しかしながら、多くの避難指示解除区域を有する市町村においては、家屋等の解体や住民の帰還をしないという判断によって、空き地・空き家等が点在し、原子力災害が生じる前から地域の状況が変化し、コミュニティ形成や日常生活を取り戻すに当たって課題となっている。</p> <p>当該市町村における空き地・空き家等については、住民が避難先で生活基盤ができたことに起因するものが多く、潜在的には売却等の意思を持ちながらも、手間に見合うだけの価値が見込めず、消極的な理由で保有されている状況にある。このような状況下では、自然状態に委ねていても、当事者による利活用に向けた積</p>			

	<p>極的な行動を期待することは難しい。また、除染・解体やインフラ整備が行われている特定復興再生拠点区域についても、同様の課題が生じることとなる。</p> <p>当該市町村において、生活環境の整備を図り、もって避難した住民の帰還を推進するため、行政や、行政に代わって多様なニーズを捉えてまちづくり活動を行う帰還環境整備推進法人が必要な事業を実施できるよう、一般の住民や民間事業者等に対して、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与え、空き地・空き家等に係る取引を促進していくことが求められる。</p> <p>本税制は令和元年度税制改正により新設されたばかりであり、上記の状況が今後も続くことに鑑みると、延長が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>1—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○復興庁政策体系 政策「復興施策の推進」 施策(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年1月1日～令和4年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	これまで、個々の住民が帰還できる環境を整備することを重視して、家屋等の解体を進めてきたところ。このため、街全体で見ただけに空き地が増加する問題については、まだあまり対策がとられておらず、生活環境整備は道半ばの状況。
有効性	要望の措置の適用見込み	4件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（個人住民税、法人住民税） ・帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税） ・帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の特例（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）（令和2年度予算概算要求額793億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置は、市町村や帰還環境整備推進法人が、原発事故に伴い避難したこと等により発生した空き地・空き家等の既存ストックについて、所有者特定のための調査や、当該空き地・空き家の利活用による公的施設整備（用地の取得は除く。）を行うものである。</p> <p>一方、本措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。</p>
	要望の措置の妥当性	平成29年4月に帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除されたことに伴い、これまで避難していた住民の帰還に向けた環境の整備が急務となり、帰還環境整備推進法人の行う事業の円滑な実施が求められているところ。本要望項目は、このような背景を踏まえ、帰還環境整備推進法人に対する土地等の譲渡にインセンティブを与えることにより、土地等の取引を促進することで、同法人の事業を円滑に実施させようとするものである。予算上の措置等と合わせて、空き地・空き家等の利用促進のための措置が総合的に講じられることで、高い効果が期待できるものとする。
	ページ	1—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和元年度に創設された税制であるため。
これまでの要望経緯	令和元年度：創設